

奈良県口腔保健支援センター設置要綱

(設置)

第1条 なら歯と口腔の健康づくり条例（平成25年3月奈良県条例第73号）第8条に定める歯と口腔の健康づくりに関する計画（以下「計画」という。）の推進のため、計画の進捗管理、市町村支援等を行うことを目的に、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第15条に規定する機関として奈良県口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）を奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課に設置する。

(実施主体)

第2条 支援センターの実施主体は、奈良県とする。

(業務)

第3条 支援センターは、第1条の設置目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 市町村に対する歯科口腔保健に関する支援
- (2) 歯科口腔保健の推進に関する情報の収集、分析及び提供
- (3) 歯科口腔保健の推進に携わる人材の育成
- (4) 歯科口腔保健に関する実態調査の実施
- (5) 県内保健所、関係機関等との連絡調整
- (6) その他歯科口腔保健の推進・支援等に関する業務

(組織)

第4条 支援センターにセンター長及び副センター長を置く。

2 センター長は、健康推進課長とし、支援センターを代表し、その事務を統括する。

3 副センター長は、健康推進課所属の歯科医師職員とし、センター長を補佐し、センター長が不在のときは、その職務を代理する。

(関係機関との連携)

第5条 支援センターは、奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会規則（平成24年12月奈良県規則第44号）に定める奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会と連携し、業務に取り組むものとする。

(事務局)

第6条 支援センターの事務を処理するため、奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。